

Title	海外投資と中小企業問題
Sub Title	Foreign investment and the problem of medium and small enterprises
Author	大林, 弘道
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1975
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.68, No.1/2 (1975. 2) ,p.63- 86
JaLC DOI	10.14991/001.19750201-0063
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19750201-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海外投資と中小企業問題

大林 弘 道

序

第1節 日本企業の海外投資

第1項 日本企業の海外投資の特徴

第2項 中小企業の海外投資

第2節 海外投資と貿易構造

小括 海外投資と中小企業問題

序

(1) 近年、日本企業による海外直接投資の進行は著しく、日本資本主義の対外膨張傾向を担う主軸となりつつある。⁽¹⁾かかる傾向は1970年代に入って、日本経済を巡る内外情勢の変化に促進されて一層強まっている。ところでこの間の海外直接投資は、独占的大企業によって行なわれているばかりでなく、中小企業によっても行なわれていることが注目されている。後述するように、中小企業の海外投資が、件数にして、総投資件数の3分の1を越えている。このことは、日本企業による海外投資の、そして日本資本主義の対外膨張傾向のひとつの特徴を示すとともに、中小企業問題研究の観点からも究明すべき、いくつかの問題点を提起していると思われる。

本稿は、現代日本の中小企業問題を国際的視点から検討するという立場に立って、海外直接投資

法(1) 例えば、後述のごとく日本企業の主要投資先地域である発展途上国への資金の流れを右表にみれば、贈与、直接借款を中心とする政府開発援助などの政府ベースのものに対して、輸出作用、直接投資などの民間ベースのものが急速に増大し、1973年には後者が前者に対して優位に立ち、さらに民間ベースのうち、輸出信用に対して直接投資が同じく急増、1971年に逆転している。

日本の発展途上国に対する資金の流れ (単位100万ドル)

暦年	項目 政府ベース計	民間ベース計	直接投資計	輸出信用計
1965	243.8	357.0	87.4	269.6
1966	516.2	152.8	97.1	287.0
1967	644.7	210.6	84.6	385.5
1968	678.3	371.0	122.6	570.5
1969	811.4	451.7	200.0	609.5
1970	1,151.6	672.3	408.1	736.5
1971	1,161.8	978.7	765.7	492.5
1972	1,467.5	1,257.9	1,109.0	456.8
1973	2,189.9	3,654.3	3,641.9	694.1

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」266号、1974年6月、64頁。

と中小企業問題との関連を考察したものである。

第1の課題は、「中小企業白書」に代表してみられる次のような見解の検討である。たとえば、「2度にわたる通貨調整をはじめ、特惠関税の供与、関税の引下げなど最近の国際化の急進展は、中小企業に加速する国際分業原理の方向に沿った早急な対応を迫っている。海外への企業進出は、経済協力面の要請に加えて中小企業の新しい発展の道として、現にその意欲がとみに高まりつつある⁽²⁾」(傍点筆者)。「中小企業の海外投資は、発展途上国に対し、技術移転が比較的容易な成熟期にある製品の工業化を進め、過剰労働力の吸収や将来の経済発展に貢献する点で、経済協力としても有効手段である⁽³⁾」等々。

そして、このような見解が普及するにつれて、中小企業の海外投資を促進する政策的整備が進むとともに、中小企業金融機関等による金融的投資促進措置が取られ⁽⁴⁾、また民間調査機関等も含めて、「海外投資環境」調査等が盛んになりつつある⁽⁵⁾。

だが果して、中小企業の海外投資は「中小企業の新しい発展の道」であろうか。そしてまた、それは発展途上国に対して「経済協力としても有効手段」と言えるであろうか。われわれは、この第1の課題に対して、第1節で行なう検討から、それらの問題に否定的に答えるであろう。

そうだとするならば、第2の課題としてわれわれは、現今の中小企業を含めた日本企業の海外投資が中小企業に対して真に意味するところを尋ねなければならない。

この第2の課題について、われわれは、現在進行する海外投資を、多くの中小企業にとっては、新たな問題の開始、国際化された中小企業問題の新たな展開として捉えるべきことを提起するであろう。われわれは、かかる問題を、いわゆる「逆輸入」問題として検討しようとする。

以上の検討によって、われわれは、海外直接投資をとおしての、中小企業問題の新たな所在を明らかにし、日本資本主義の対外膨張傾向についての一特質を提起することにしたい⁽⁶⁾。

注(2) 「昭和47年度中小企業白書」166頁。なお、中小企業の海外投資についてのかかる評価は、昭和46年度の同白書の評価に較べて著しく高くなっていることが注目される。すなわち、同白書には次のように書かれていた。「中小企業の海外投資は、……、遠隔地にある企業を経営することに伴うリスクと費用を考えあわせると、中小企業の環境変化への対応策としては必ずしも一般性を有するものではないだろう。」「昭和46年度中小企業白書」、257頁。

(3) 「昭和46年度中小企業白書」、257頁。

(4) 従来より中小企業施策の一環として、「海外投資等調査事業」、「中小企業海外投資等のあっせん事業」、「中小企業海外投資協力事業」が行なわれている。また海外投資相談機関も、金融機関や日本商工会議所等によって設けられている。さらに、投資保険、税制上の優遇措置、海外投資金融が行なわれ、これらは今後一層拡大される傾向にある。

また、商工組合中央金庫なども「海外投資をすでに行なっている企業、および希望している取引先を対象にして、海外進出の際に必要な情報サービスやコンサルティングを行なう海外投資懇談会を設置することになり、中小企業に広く入会を呼びかけている。」「日本経済新聞」1973年3月9日。

(5) 例えば「韓国の投資環境(1)~(3)」、「商工中金」第22巻第4~6号、1972年。

(6) 中小企業の海外投資が盛んになるにつれて、中小企業関係誌には、海外投資についての論説も増加してきたが、多くは、先の「中小企業白書」の線に沿った、投資案内か、投資の実際的・技術的問題点をとり上げるにとどまっている。わずかに、中小企業の海外投資を「プロダクト・サイクル説」に依って解明しようとした横堀恵一氏の「中小企業の海外進出」(「電機」286号、1972年4月)が分析的なものとして目につく程度である。また、学術誌における論文も言及はあるが実証的な分析はなされていない。

海外投資と中小企業問題

第1節 日本企業の海外投資

第1項 日本企業の海外投資の特徴

(1) まず、近年における日本企業の海外投資の概況から見よう。〔表1〕にあるように「海外直接投資許可」の件数および金額は、昭和40年頃より急激に増加しはじめ、ことに昭和47年度におい

〔表1〕 海外直接投資許可の推移

(単位百万ドル)

年 度 (昭 和)	証 券 取 得		債 権 取 得		不動産取得・ 海外直接事業		支 店 設 置		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
26~35	378	122	119	94	17	50	160	9	674	283
36	75	47	30	38	1	78	12	1	118	164
37	109	39	32	31	4	25	27	4	170	98
38	147	63	34	23	4	37	29	3	214	126
39	130	67	36	39	1	12	17	1	184	119
40	143	74	39	73	5	12	11	1	198	159
41	184	74	41	122	4	31	16	1	245	227
42	210	117	47	135	4	20	30	3	291	275
43	305	199	50	328	3	29	12	1	370	557
44	443	223	73	404	3	36	29	2	548	665
45	556	296	135	570	11	32	27	6	729	904
46	646	471	147	333	53	38	56	17	902	858
47	1,203	1,781	222	252	293	62	52	243	1,770	2,338
48(4月~12月)	1,461	1,720	452	876	434	111	59	87	2,406	2,794
計	5,990	5,292	1,457	3,317	837	581	537	377	8,821	9,567

注) 48年度分については速報値

(出所) 通商産業省産業政策局編「我が国企業の海外事業活動(第3回調査)」昭和49年8月、統計2、163~164頁。

ては、対前年度増加率が、件数で96%、金額で173%に及び、また昭和26年度以降の許可累計件数および総金額に占める昭和47年度分のそれぞれが38%、53%に達していることが第1に注目される。そして、かかる海外投資の急増傾向は、昭和48年度に至っても継続していることが確認される。このように近年ますます進展する日本企業の海外投資は、独占的大企業の投資によってその多くを占められているが、中小企業による投資も、少なくない割合を占めている。たとえば、〔表2〕に示されているように海外投資件数について、海外証券投資許可総件数2,504件のうち、中小企業による投資許可件数は、1,028件に上り、全件数に対する構成比率にして41%に及んでいる。

(2) ところで、かかる日本企業の海外投資の現況は、国際比較の視点から見てどのような特徴をもっているといえるだろうか。〔表3〕を見てみよう。第1の特徴は、日本企業の海外投資が1960年代後半以降、先進各国に比較して、きわめて高い増加率を示していることである。そして第2に、DAC加盟国に比較して、日本の海外投資のシェア・対GNP割合・対輸出割合は、未だなお低水

〔表2〕 地域別海外投資件数 (48年12月, 証券投資許可件数%)

		韓 国	香 港	台 湾	その他 アジア	(アジア 計)	北 米	中南米	ヨー ロッパ	中近東	アフリ カ	オセア ニア	合 計
件 数	全 体	531	108	439	739	1,817	197	270	91	14	60	55	2,504
	大 企 業	157	59	191	527	934	138	219	83	12	46	44	1,476
	中小企業	374	49	248	212	883	59	51	8	2	14	11	1,028
国別・ 規模別 構成比	全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大 企 業	29.6	54.6	43.5	71.3	51.4	70.1	81.1	91.2	85.7	76.7	80.0	58.9
	中小企業	70.4	45.4	56.5	28.7	48.6	29.9	18.9	8.8	14.3	23.3	20.0	41.1
規模別 ・国別 構成比	全 体	21.2	4.3	17.5	29.5	72.6	7.9	10.8	3.6	0.6	2.4	2.2	100.0
	大 企 業	10.6	4.0	12.9	35.7	63.2	9.3	14.8	5.6	0.8	3.1	3.0	100.0
	中小企業	36.4	4.8	24.1	20.6	85.9	5.7	5.0	0.8	0.2	1.4	1.1	100.0
中小企業のうち48 年4~12月実行分		155	11	53	51	270	28	21	4	0	0	2	325

出所 昭和48年度「中小企業白書」214頁, 2-3-9表より算出。

- 注) 1. 証券投資許可件数のうち, 新規案件のみを示してある。
 2. 国外投資先企業が製造業であるものを対象としている。
 3. 中小企業 (製造業: 資本金5,000万円以下, 商業: 資本金1,000万円以下) の投資件数のなかには, 大企業との共同投資, 個人投資及び不明分も含んでいる。
 4. 48年4~12月分については, 資本金1億円以下の製造業及び資本金3,000万円以下の商業を中小企業とし, これに大企業との共同投資, 個人投資及び不明分も含めた。
 5. 沖繩については, 復帰 (47年5月) 前に投資された分は投資累計件数に含めた。

〔表3〕 主要国の海外直接投資残高

	投資残高 (百万ドル)	DAC加盟国にお けるシェア (%)	対GNP割合 (%)	対輸出割合 (%)	国民1人あた り残高 (ドル)	67-72年平均投資 残高増加率 (%)
67 年						
日 本	1,458	1.4	1.2	12.2	14	
アメリカ	59,486	57.1	7.4	149.0	299	
イギリス	17,521	16.8	16.0	87.8	320	
フランス	6,000	5.8	5.2	37.4	121	
西ドイツ	3,015	2.9	2.4	11.4	51	
カナダ	3,728	3.6	5.9	28.4	183	
DAC加盟国計	104,232	100.0	6.7	57.5	171	
72 年						
日 本	6,773	3.9	2.3	23.7	63	36.0
アメリカ	94,031	53.8	8.1	191.0	450	9.6
イギリス	25,511	14.6	16.5	104.6	457	7.8
フランス	10,062	5.8	5.1	38.6	195	10.8
西ドイツ	8,253	4.7	3.2	17.9	134	22.3
カナダ	6,319	3.6	6.1	30.1	289	11.1
DAC加盟国計	174,883	100.0	6.9	62.2	275	10.9

(出所) 「1974通商白書」, 406-407頁。

準にあることである。そして第3に〔表4〕からわかるように, 先進各国の海外投資が, 先進国群へのしかも製造業への投資ウェイトが大きいのに較べて日本のそれは, 先進国向けと発展途上国向けとがほぼ折半しており, 非製造業に対する投資の比重が大きく, 北アメリカ向けとともに, 東南

海外投資と中小企業問題

〔表4〕 主要国の直接投資残高内訳 (71年)

(単位百万ドル)

		日 本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	4カ国合計	4カ国構成比(%)
総 計		4,481	86,001	17,495	7,380	115,357	100.0
業 種 別	鉱 業	1,355	6,720	1,266	285	34,102	29.6
	石 油		24,258	—	218		
	製 造 業	1,253	35,475	9,419	5,622	51,769	44.9
	そ の 他	1,873	19,549	6,810	1,255	29,487	25.5
地 域 別	先 進 国 計	2,257	58,345	12,716	5,736	79,054	68.5
	発 展 途 上 国 計	2,224	27,656	4,779	1,644	36,303	31.5
	西 ヨ ー ロ ッ パ	724	27,621	—	4,289	—	—
	北 ア メ リ カ	1,142	24,030	—	1,256	—	—
	ラ テ ン ア メ リ カ	707	15,763	—	1,087	—	—
	東 南 ア ジ ア	1,035	4,866	—	155	—	—
	中 近 東	370	1,657	—	60	—	—
	ア フ リ カ	114	2,869	—	382	—	—
	大 洋 州 そ の 他	391 0	4,876 4,318	— —	151 —	— —	— —

(出所) 「1973通商白書」, 196頁。

アジア向けに集中していることが注目される。これらのことは、世界の対外投資動向の中で、日本が不均等発展の中心的存在であることを物語るとともに、日本の対外進出は、先進国各国の対外投資の主流が、先進国間における製造業部門投資にあるという傾向に対して特異な動向を示していると言えよう。

(3) こうした特徴をもつ日本企業の海外投資は、産業別・企業規模別・地域別にどのような特徴をもっているか、そして、中小企業の海外投資はどのような位置にあるか、さらに検討してみよう。

〔表5〕から分かるように大企業・中小企業ともに件数の上では、製造業、商業の順になっている。鉱業は、件数こそ少ないが〔表4〕にある金額を考え合わせれば、1件当たりの投資は大きいと言えるだろう。これに対して日本の製造業の海外投資は、先進各国に較べて、金額について少なく、しかも製造業投資件数

〔表 5〕

		鉱 業	製 造 業	商 業	そ の 他	合 計
① 投資企業数 規模別・産業別	中 小 企 業	0	102	62	4	168
	大 企 業	21	297	95	25	438
	合 計	21	399	157	29	606
② 投資企業構成 規模別・産業別	中 小 企 業	0.0	25.6	39.5	13.8	27.7
	大 企 業	100.0	74.4	60.5	86.2	72.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③ 投資企業構成 産業別・規模別	中 小 企 業	0.0	60.7	36.9	2.4	100.0
	大 企 業	4.8	67.8	21.7	5.7	100.0
	合 計	3.5	65.8	25.9	4.8	100.0

(1) 中小企業：資本金5,000万円未満の企業

(2) 大企業：資本金5,000万円以上の企業

(出所) 通商産業省産業政策局編「昭和47年度わが国企業の海外事業活動調査報告書、資料編」より作成。

〔表 6〕

		織 維	紙・パル プ	化 学	鉄・非鉄	電気機械	一般機械	輸送機械	精密機械	雑 貨 その他	製造業 計
①投資 企業数 規模別・業種別	中小企業	11	2	8	6	10	10	0	8	47	102
	大企業	37	9	41	24	58	37	20	24	47	297
	合 計	48	11	49	30	68	47	20	32	94	399
②投資 企業構成 規模別・業種別	中小企業	22.9	18.2	16.3	20.0	14.7	21.3	0.0	25.0	50.0	25.6
	大企業	77.1	81.8	83.7	80.0	85.3	78.7	100.0	75.0	50.0	74.4
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③投資 企業構成 業種別・規模別	中小企業	10.8	2.0	7.8	5.9	9.8	9.8	0.0	7.8	46.1	100.0
	大企業	3.7	3.0	13.8	8.1	19.5	12.5	6.7	8.1	15.8	100.0
	合 計	12.0	2.8	12.3	7.5	17.0	11.8	5.0	8.0	23.6	100.0

(1) 中小企業、大企業の範囲および出所は〔表5〕と同じ。

の全体に占める構成比率が比較的高いことを考え合わせるならば、国際的にみて小規模投資が多いと言える。この傾向を強く表現しているのが中小企業による海外投資の存在であろう。次に製造業における海外投資を業種別に調べるために〔表6〕をみると、「雑貨・その他」で中小企業の投資件数が大企業のそれと同数であることを除いて大企業が、それぞれの業種においてより大きい割合を占めている。他方、中小企業では、「雑貨・その他」以外、機械関連と「繊維」とに集中していることが注目される。さらに、もう一度先の〔表2〕によって、中小企業の投資先をみるならば、それがアジア、とくに「韓国」、「台湾」に集中し、そこでは中小企業の投資件数が大企業のそれを凌駕していることが注意されなければならない。しかも、「韓国」へ向けての中小企業の投資のうち42%が、最近年に実行されている。かくして、日本企業の製造業の海外投資が、他の先進国に比較して、発展途上国に多くかつ小規模投資が多いということの特徴を、中小企業の海外投資が集中的に表現していることが理解できよう。また、かかる中小企業の海外投資の盛況が、慎重を欠いた中小企業家の海外投資気運や投資促進のための政策措置の強化の前提になっている。それではかかる中小企業の海外投資はいかなる要因にもとづいて行なわれているのだろうか。われわれは次にそれについて検討することにしよう。

第2項 中小企業の海外投資

以下、中小企業の海外投資について検討するが、具体的分析に入る前に、従来中小企業の海外投資についてどのように評価されてきたかについて代表的見解を示しておきたい。

海外投資と中小企業問題

(1) 従来マルクス経済学の「資本輸出論」においては《独占資本》、《金融資本》による資本輸出が専ら検討された。その理由は、たとえば R. ヒルファーディングの次のような指摘が、マルクス経済学における共通認識となっていたからであろうと思われる。

「産業資本輸出の担当者は今日ではなかならずカルテルおよびトラストであり、しかも種々の原因からそうなのである。第一に、カルテルおよびトラストは……、それ自身の巨大に膨張する生産のための新たな販売市場を得ようとして、資本輸出への衝動が最も強い。……。これらの背後にはまたこれらの部門と緊密に連結された大銀行が立っている。……。さらに、カルテルは、その特別利潤によって随時蓄積されえる諸資本を自由に処分しえ、これを利潤率の最も高いそれ自身の部面に最も好んで投下しようとする。同時に、ここでは銀行と産業との連結が最も緊密であり、企業の株式の発行による創業者利得の可能性が資本輸出への強い動機となる」⁽⁷⁾。

「最大の銀行と最大の産業部門こそは、外国市場において資本の価値増殖の最良の諸条件をわがものとなすものである。この外国市場で大銀行と大産業との手には豊かな特別利潤が入るが、ヨリ小さい資本勢力がその分け前にあずかるということはとうてい考えられないことである」⁽⁸⁾。(傍点筆者以下同様)

すなわち、「大銀行」・「大産業」、あるいは、それらの結合した金融資本・独占体にして初めて資本輸出は可能であり、また現実にも資本輸出による「特別利潤」を獲得しており、同時に「ヨリ小さい資本勢力」は、資本輸出の可能性がなく、「特別利潤」にあずかれないのである。

但し、「中間階級」の次のようなイデオロギー上の役割は強調されていた。

「帝国主義は、それ自身、中間階級に1つの新しいイデオロギーを与える。資本の急速な拡大に対しては、中間階級は、自分自身のためにもその事業のヨリ順調な進行を期待し、その営利機会の増加、その顧客の購買力の増大を期待し、かくして、この階級は帝国主義諸政党の熱狂的な同伴者となる」⁽⁹⁾。

他方、近代経済学者のあいだでも、中小企業の対外投資の可能性については否定的評価が下されている。たとえば、C. P. キンドルバーガーは「製品差別化」と「直接投資」の関連を重視して、次のように言う。

「製品差別化が直接投資を発生させることは、医薬品、化粧品、清涼飲料、食料品などのブランド商品や、自動車、タイヤ、化学製品、家庭電器、電子機器部品、農業機械、事務機械などのように集中度の高い業種において直接投資が圧倒的に多くみられることからわかる。繊維、衣料品、製粉、そして小売業——ラテン・アメリカにおけるシアーズ、ローバック (Sears,

注(7) R. ヒルファーディング『金融資本論』(岡崎次郎訳、下) 91頁。

(8) 同上、93頁。

(9) 同上、136頁~137頁。

Rocbuck) は例外——といった競争産業で生産される規格品の場合には直接投資はみられない⁽¹⁰⁾。

「直接投資は純粋競争の産業においては生じないであろうということである。ほとんどの農民は海外で経営を行なわないし、シアーズ、ローバック以外の小売販売業も同様であり、繊維、被服、皮革などの多くの産業も然りである⁽¹¹⁾」。

海外投資の主軸的担い手が、独占的大企業であるとされることは、理論的にも現実的にも正しい認識であるが、同時に中小企業の海外投資の増大が先にも見たとおり現代日本の現実でもあり、今日の日本資本主義の対外膨張傾向の総体を解明するための不可欠の一環である⁽¹²⁾。

第1節では、今日の日本経済において、中小企業の海外投資といわれるものが、いかなる領域の中小企業であり、いかなる要因に基づいて行なわれているかを検討し、中小企業と海外投資の関連、直接には、中小企業の海外投資の可能性と限界を明らかにしたい。

(2) 先の(第1項の)諸表から明らかにされた中小企業の海外投資の特徴は、次のように要約されよう。

第1の点は、中小企業の海外投資は近年ますます増加の傾向にあるということである。そして、第2の点は、海外投資の急増は投資先諸国の集中性、すなわち、「台湾」、「韓国」への投資集中と結びついていることである。第3の点は、産業的には製造業と商業が大部分で、製造業のうちでは、「繊維」、「機械」、「雑貨」への投資が多いなど、重工業、軽工業の双方にわたっていることである。

われわれは以下で、これらの中小企業の諸特徴を、中小企業の内部に立ち入って、ヨリ詳細に検討してみることにする。

われわれは、中小企業の海外投資が、産業的に製造業に集中し、地域的に「台湾」、「韓国」に集中していることに注目し、「台湾」、「韓国」に海外投資を行なった本社企業を、産業別に、そして製造業を業種別に分類し、さらにそれらを企業規模別に分類して〔表7〕と〔表8〕を作成した。

これらの表から第1に注目しなければならないことは、全産業一律に従業員規模において299人規模以下、資本金規模において1億円規模未満を中小企業とみなして、全企業数に占める割合を求めるとすれば、それらは共にほぼ⁽¹³⁾40%前後であるが、それらの中小企業の内部に立ち入って、従業

注(10) C. P. キンドルバーガー『国際化経済の論理』(小沼敏訳) 29頁~30頁。

(11) C. P. キンドルバーガー『国際経済学第四版』(相原先//志田明訳) 365頁。C. P. キンドルバーガーの指摘にある「製品差別化」は独占的大企業によってのみ可能な生産・販売手段としての「製品差別化」であり、独占的大企業の市場構造的条件でもある。また、「純粋競争の産業」とは事実上中小企業によって構成されている産業分野と考えてよい。

ところで、小宮隆太郎氏は、上のような「直接投資」と独占との結合を批判して、「直接投資」は、独占的大企業の特徴でないとしている。(小宮隆太郎・天野明広、『国際経済学』第17章参照)。しかしながら、小宮氏は、そこで「直接投資」と非独占的企業たる中小企業との関連を明らかにするのではなく、ただ、独占的大企業の独占性を否定しているにすぎない。

(12) 注意しなければならないことは、レーニンやヒルファーディングの時代、さらにその後において、各国の資本輸出が進行する中で、独占資本と区別される小規模の企業が海外投資を実施したかどうか、また実施したとすれば、どのようになされたか等々は明らかにされていないということである。これらについては今後の研究をまたなければならない。

(13) この水準は〔表2〕の「韓国」、「台湾」の中小企業投資の割合に比べて低いが、それは、調査カバレッジの問題と調

海外投資と中小企業問題

(1)
〔表7〕 経営参加的証券取得した本社企業の規模別・産業別分類

産業別	規模別 国別	従業員規模別階級										合計	資本金規模別階級										合計	産業別 構成 比率								
		1 4 人	5 9 人	10 29 人	30 49 人	50 99 人	100 299 人	300 499 人	500 999 人	1000 4999 人	5000 人以上		300 500 円 未満	500 1000 円 未満	1000 3000 円 未満	3000 5000 円 未満	5000 1億円 未満	1億円 10億円 未満	10億円 50億円 未満	50億円 以上												
漁業・水産養殖業	韓国				1																		1									
	台湾																							1	0.2							
鉱業	韓国									1	1													1	2							
	台湾									1	1	2												1	1							
建設業	韓国			1			2	1					1	1										1	5							
	台湾					2		1		1			4	1	1									1	4							
製造業	韓国		2	3	8	14	33	17	19	19	21	136	8	10	30	15	8	29	16	20	136											
	台湾		2	7	12	24	46	29	21	76	38	255	9	19	35	24	16	70	56	26	255											
卸売業・小売業	韓国		1	5	2	3	4	1	3	2	3	24	2	2	7	2		4	2	5	24											
	台湾		1	4	2	4	3	4	1	10	4	32	1	2	6	1	2	8	5	7	32											
金融・保険業	韓国											2	2										1	1								
	台湾				1							1		1									1	1								
不動産業	韓国																															
	台湾		1									1					1						1	1								
運輸・通信業	韓国										1	2																				
	台湾				1						1	2											1	2								
サービス業	韓国						1	1				2											2									
	台湾			2	1						1	4		2	1								1	4								
合計	韓国		3	9	11	17	40	20	22	21	28	171	10	13	38	19	10	36	18	28	171											
	台湾		3	14	16	30	49	34	22	89	44	301	11	24	43	25	19	82	62	34	301											
合計件数の規模別構成比率	細区分(2)		1.3	4.9	5.7	10.0	18.9	11.4	9.3	23.3	15.4	100.0	4.4	7.8	17.2	9.3	6.1	24.8	16.9	13.3	100.0											
	三区区分(3)		6.2			34.6			59.3			100.0			12.2			32.6			55.0			100.0								
	二区分(4)		40.8						59.3						44.8						55.0						100.0					

(注) (1) 本表は、経営参加的証券取得を中心に、海外進出企業を掲載した「73海外進出企業総覧」1973年新版(東洋経済新報社)の国別一覧表における「韓国」、「台湾」の範囲の企業を、「会社企業名鑑46年版」(総理府)掲載同一企業の従業員規模別、資本金規模別階級によって分類したものである。「海外進出企業総覧」の調査対象は、時期において1972年末で、企業において全体の90%のカバレッジであるが、「会社企業名鑑」による分類が不可能な企業がいくらかあり、最終カバレッジは90%を下まわる。
 (2) 表の最上欄規模別階級区分。
 (3) 「小規模企業」、「中小企業」、「大企業」の区分。
 (4) 「中小企業」、「大企業」の区分。

〔表8〕 製造業における経営参加的証券取得した本社企業の規模別・業種別分類 (1)

業種名	従業員規模別階級										資本金規模別階級										合計	業種別構成比率
	1人	5人	10人	30人	50人	100人	300人	500人	1000人	5000人以上	合計	300万円未満	500万円1000万円未満	1000万円3000万円未満	3000万円5000万円未満	5000万円1億円未満	1億円10億円未満	10億円50億円未満	50億円以上	合計		
食料品、たばこ製造業*				1	1	1	1	2	3	9				1	2	2	4			9	2.3	
繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)			2	1	5	6	4	3	7	5	3	3	5	3	3	5	8	3	33	8.4		
衣服、その他の繊維製品製造業*			1	2	4	2		3	1	12		2	3		1	6			12	3.1		
木材、木製品製造業(家具を除く)								1		1					1				1	0.3		
家具、装備品製造業*					2	2	1			5	1		2	1	1				5	1.3		
パルプ、紙、紙加工品製造業*					1	1	1		2	4		1		1		1	1	1	4	1.0		
出版、印刷、同関連産業*	1				1	1	1			4	1			1				1	4	1.0		
化学工業				1	4	9	7	4	17	14				1	1				1	4	1.0	
石油製品、石炭製品製造業										56			6	2	4	13	16	15	56	14.3		
ゴム製品製造業*			1	4	1	4	1	5	1	17		2	3	1	2	8	1		17	4.3		
なめしがわ、同製品、毛皮製造業*				1	2	2				5			1	1	1	2			5	1.3		
窯業、土石製品製造業*						3			4	7			2	1	1	2	1	7	1.8			
鉄鋼業						2	1	1	1	5				1	2		2		5	1.3		
非鉄金属製造業			1		1			2	1	6	1		1			2		2	6	1.5		
金属製品製造業			3	2	3	7	1	3	1	20	1	3	5	4	1	5	1		20	5.1		
一般機械器具製造業			1	7	7	10	5	5	9	6	5	6	7	6	2	9	11	4	50	12.8		
電気機械器具製造業	1		1	4	1	17	12	11	31	22	3	7	13	11	4	28	17	17	100	25.6		
輸送用機械器具製造業				1		2		2	2	9			2			4	2	1	9	2.3		
精密機械器具製造業	1				2	2	1	1	5	13		1	5			3	3	1	13	3.3		
武器製造業																						
その他の製造業*	1	2	2	5	9	3	6	4	3	35	2	5	8	6		10	4		35	9.0		
合計		4	10	20	38	79	46	40	95	59	17	29	65	39	24	99	72	46	391	100.0		
合計件数の細区分(2)		1.0	2.6	5.1	9.7	20.2	11.8	10.2	24.3	15.1	4.3	7.4	16.6	10.0	6.1	25.3	18.4	11.8	100.0			
規模別三区区分(3)		3.6		35.0				61.4		100.0	11.7		32.7			55.5			100.0			
構成比率二区分(4)			38.6					61.4		100.0	44.4					55.5			100.0			
軽工業(5)		2	4	5	20	30	19	11	28	13	7	12	27	15	10	35	20	6	132			
重化学工業(6)		2	6	15	18	49	27	29	67	46	10	17	38	24	14	64	52	40	259			
規模別軽・重化学工業化率(細区分)	軽工業	50.0	40.0	25.0	52.6	38.0	41.3	27.5	29.5	22.0	41.2	41.4	41.5	38.5	41.7	35.4	27.8	13.0	33.8			
規模別軽・重化学工業化率(二区分)	軽工業	42.9		40.1				29.6			41.3		40.6			28.1						
	重化学工業	57.1		59.9				70.4			58.7		59.4			71.9						

(注) (1) (表7)に同じ。 (5) 業種欄の★のついた業種の合計。
 (2) " (6) ★のつかない業種の合計。
 (3) "
 (4) "

員規模において30人、資本金規模において1,000万円をもって、小零細企業と中企業とを区別するならば、そこに明確な特徴が現われてくるということである。すなわち、小零細企業においては、海外投資を行なう企業はきわめて少なく、小零細企業の海外投資をとうてい傾向的・安定的現象とは見なしえない。しかも通常の区分のように「商業」や「サービス」の中小企業の分類規模基準を、

在時点の差すなわち〔表2〕の方が1年後になっていることによると思われる。但し、この1973年の1年間に急増した中小企業の海外投資についても、それらの中小企業の規模が従来より大きくこそなれ小さくなるとは考えにくい(後述において一層明らかである)。したがって〔表2〕と〔表7〕との相違も本論には影響しないと考える。

海外投資と中小企業問題

その他の産業よりもヨリ小さく位置づけるならば、小零細企業の海外投資はもっと少ない現象と見なさなくてはならない。また、この場合、産業別企業規模別分類分けのために用いた「会社企業名鑑昭和46年版」の調査時点は、昭和44年7月1日であり、一般的に企業における従業員規模に較べての資本金規模のヨリ速い拡大傾向を前提とするならば、〔表7〕と〔表8〕における企業規模別分類は、それぞれの企業の投資時期が近年に多いことを考慮しても、資本金規模について過小評価の傾向を保っていると考えられよう。それゆえ、資本金規模から見た1,000万円以下の小零細企業の海外投資は、現時点において一層少ないと言えよう。

また、製造業内部を業種的に分けた場合、電気器具機械をはじめとする機械工業、繊維工業、化学工業、いわゆる「雑貨」を中心とする「その他」工業において海外投資が多いことが指摘できるが、さらに注目すべきは、機械工業や「その他」工業には小零細企業の海外投資が散見できるが、化学工業や繊維工業には、海外投資をする小零細企業はほぼないということである。

さらに、製造業を重化学工業と軽工業に分けた場合、規模が大きくなる程、海外投資を行なう企業の重化学工業化率が高くなっているが、もともと中小企業は軽工業に多いのであるから、企業規模における海外投資の重化学工業化率の上昇はそれほど高くないと考えるべきであろう。

以上から、海外投資の担い手は、製造業全業種を通じて中企業、さらに独占的大企業であって、中小企業の海外投資の増大ということも、〔表7〕、〔表8〕で見ると、小零細企業のそれについては、傾向的・安定的現象であると考えことは困難であると結論づけられよう。

したがって、われわれは、中小企業の海外投資という場合も、大部分中企業とも言うべき企業層で、主流は上層中小企業の海外投資行動であることに留意しておく必要がある。

(3) 以上のように特徴づけられる現今の中小企業の海外投資は、一体どのような誘因・条件によって行なわれたのだろうか。

まずもって、われわれは、中小企業の海外投資の著しい増大の基礎が、1960年代から1970年代にかけての中小企業をめぐる経営条件の変化、いわゆる「経営環境」変化の過程にあることを認識しなければならない。

すなわち、第1に、長年にわたって中小企業の基本的経営条件を形成してきた賃金の格差構造が動揺してきたことである。賃金総体の国際的な低水準にもかかわらず、賃金格差の縮小は、中小企業の経営条件に重太な影響を与え、中小企業は独占的大企業からの種々の取奪を中小企業労働者に転嫁することが困難になった。だが、このことは、直ちに中小企業の低賃金を基礎とする過度競争を解消するに至らず、反対に、小零細企業の増加などの、過度競争の新たな複雑な構造を生み出す

注(14) 例えば、製造業においては、昭和38年に従業員300人に見合う資本金規模を算出したとき「おおむね5,000万円が平均的に見合うことであった。……昭和44年には従業員規模300人に対応する資本金規模はおよそ1億430万円となっている」。中小企業庁編『70年代の中小企業像』、1972年、90頁～91頁。

結果になっている。⁽¹⁵⁾

第2に、日本経済の「高度成長」を支えた重化学工業の急激な発展や、市場拡大や消費の高度化等ともなう中小企業分野の展開によって中小企業の発展・新生が見られたが、「高度成長」自体の「低速化」によって、これら中小企業の分野にも過剰生産傾向の顕在化がしだいに進行してきたことである。

さらに農業生産の停滞や、「環境問題」の激化等は、自然的条件・天然の原材料に依存する中小企業に対して、コスト面での悪化をもたらすとともに、原材料の不足・消滅によって経営基盤を掘りくずしてきた。そしてまた、これらの分野の中小企業が、拡大過程にあった中小企業分野に参入し、そこでの過度競争を激化させていったことも見失われてはならない。

また、貿易・資本の自由化の進行や、発展途上国に対する「特惠関税」供与などは、国内市場とともに、外国市場における中小企業の競争の激化をもたらしている。その上、国際通貨危機の発生と、それに対する各国政府の対応も、中小企業にとって市場問題を深刻化させていると言わなければならない。

以上のように、賃金や原材料等のコスト面での条件悪化と、国内・国外における市場面でのそれとは、中小企業の過度競争を一層激化させているということを確認しなければならない。

ところで、かかる1960年代から1970年代にかけての中小企業の経営基盤の著しい変化の中で、中小企業は当然これらの諸変化に対する種々の対応策を施していった。

すなわち、コスト上昇に対しては、機械設備の導入や、新たな低賃金労働力たる農村労働力や婦人労働力の活用などによって対応を試み、また、市場面において、国内外における新たな市場の開拓、すなわち既存市場における製品の改良・高級化、あるいは新製品の開拓、さらに他の既存市場への転換や、全くの新部門の形成等に経営努力を傾けていった。

そして、かかる中小企業の対応策のひとつの道が、海外投資であった。つまり海外投資こそコスト面、市場面の両面における経営困難の「解決策」にはかならないと考えられた。そして「解決策」としての海外投資熱は中小企業を捉えつつあるといっても過言ではない。

しかしながら、中小企業の経営基盤の変化ともなう経営困難を海外投資によって「解決」・「克服」することができる中小企業は、先にみたように中小企業の上層に限られる傾向にあったことを思いかえす必要がある。すなわち、中小企業の経営基盤の変化によって、中小企業が経営困難に陥ったとしても、海外投資による経営困難の克服は、小零細企業にとっては、それ自体採用困難な方策でしかないのである。

では中小企業は経営基盤の変化ともなう経営困難をどうして海外投資によって「解決」できたのであろうか、また多くの場合、そのような中小企業はなぜ上層中小企業に限定されていたのであろうか。

注(15) 滝沢菊太郎「労働力不足化と零細工業の増大」、『商工金融』第21巻第6号、1971年を参照。

海外投資と中小企業問題

(4) 過度競争を基底とし、費用面と市場面における諸条件の変化に促迫された中小企業の海外投資は、直接的には、コスト面と市場面におけるヨリ良い条件を獲得できる国外における現実そのものによって促進されていった。

それらの諸条件のうち、共通している最大の条件は労働力についてである。日本の低賃金を上回る低賃金の労働力を獲得でき、しかも、⁽¹⁶⁾「韓国」、「台湾」においては労働者の就労については特別⁽¹⁷⁾措置が利用できた。

また、産業部門の特質に従って、ヨリ有利に原材料を獲得することも可能であった。また、自然的条件・天然の原材料の獲得も有利となることが少なくなかった。

さらに、土地の取得や賃貸、機械設備の償却などの場合における種々の税制上の特典を、発展途上国の多くが、⁽¹⁸⁾外資導入政策の一環として採用していることも中小企業の海外投資を現実化させる要因となっている。

これらのコスト面における負担軽減の現実的可能性は、中小企業の主要な海外投資先である「韓国」、「台湾」をはじめとする発展途上国にみられる条件であった。さらに公害対策上のコストのよいうな、今後日本国内では負担が増大すると考えられる条件をも、コスト面における海外投資促進条件となっていることに注意されなくてはならない。

注(16) 右に掲載した簡単な賃金表によっても、低賃金の程度はうかがい知れよう。

なお、賃金額の上昇については、消費者物価の上昇さらに男女別、業種別、学歴別等の賃金格差の存在が注意されなくてはならない(楠田丘『アジア諸国の賃金事情』アジア経済研究所、1973年)。

(17) 例えば、「韓国」では「外国人投資企業の労組および労働争議の規制」の立法化がなされている。「外国人投資企業の労働組合および労働争議調停に関する臨時措置法」(1970年1月1日、法律第2192号)。

(18) 「台湾」、「韓国」で、外資導入促進の有力な政策措置として、輸出振興と結合させた「加工輸出区」(台湾)、「輸出自由地域」(韓国)がある。これは当初「台湾」に設置されたものであったが、その「成功」によって、「韓国」にも1970年に設置されることになった。例えば「韓国の輸出自由地域は、域内に導入または輸入された物品の保管または使用等につき、関係法令の適用を排除または緩和した保税区域であり、政府が工場建設に必要な用地施設を造成し、工場敷地と標準工場(建物)等を入居企業に賃貸するものである。輸出を目的とする外国企業は、単独投資または韓国人との合弁投資により入居でき、入居企業は法制上、税制上、行政上特別な待遇を与えられ、また事業運営上直接間接の支援をうけられることになっている」(「韓国の投資環境(3)」、「商工金融」第22巻第6号、1972年)。但し、次のような事態もあることを留意しておくことは必要であろう。実際に現地に投資した日本の中小企業家は言う「私もは自由地域ですけれども、労働組合はつくってもいいけれど、ストライキはいけないという規制があります。しかながら、生活費が高いという事情も手伝って最近サボタージュが増えております」(「座談会・中小企業の海外進出」、「中小企業金融公庫月報」第20巻第8・9号、1973年)。また当然のことながら、かかる外資導入促進措置には強い批判がある。例えば、増加する台湾の加工輸出区に対して、香港の左派系各紙は「加工輸出区は、旧中国の租界である」、「台湾工業発展に何らの意義ある好影響をもたらさない」等の批判を加えている(「日刊工業新聞」1973年8月31日)。

製造業賃金

国	韓国	台湾
暦年	1月当り (ウォン)	1日当り (元)
1960	2,600	32.52
1961	2,840	39.54
1962	2,990	41.60
1963	3,310	43.27
1964	4,020	44.18
1965	4,600	47.92
1966	5,420	50.88
1967	6,640	57.68
1968	8,400	64.26
1969	11,270	65.99
1970	14,150	
1971	16,978	
1972		

(出所) 日本銀行「外国経済統計」
円貨換算 1ウォン=0.83円, 1元=6.96円

他方、市場面においては、発展途上国内における市場拡大に対応するとともに、第三国への輸出に当って、日本からの輸出より現地からの輸出の方がより有利になる種々の特典⁽¹⁹⁾が、発展途上国にはみられるのである。また現地の商業資本との合弁会社の設立は、販路開拓の負担を免除するのに役立つ場合も少なくない。

以上のコスト面、市場面において、日本国内における経営条件の悪化を償う諸条件が発展途上国に存在し、しかも、「韓国」、「台湾」のような日本と近接する諸国に存在することは、中小企業における、いわゆる「海外直接投資にともなう情報負担⁽²⁰⁾」を償う有力な条件となっていたのである。

(5) 日本国内外の経営条件の落差、すなわち発展途上国における有利な経営条件の存在こそ、中小企業の海外投資を現実化させたものに他ならなかった。しかしながら、かかる有利な経営条件を利用しえたのは、すべての中小企業でなく、既述のごとく、主に上層中小企業に限られる傾向にあったのである。これはなぜであろうか。

かかる理由を検討するに当っては、進出形態の相違によって区別して考えることが肝要である。

第1は、いわゆる中小企業分野の中小企業にみられる1社だけの単独投資、あるいは中小企業が数社合同して海外投資を行なう場合である。

この場合では、まず、それらの中小企業が製品の品種や業種の転換を行なう能力が問題となる。なぜなら、発展途上国には、既述のごとく、いくつかの有利な経営条件が存在しているが、それらは多く労働集約的商品の生産に有利となる条件が中心であった。したがって、かかる労働集約的な商品の生産を発展途上国に移譲し、かつまた、国内生産をより高級な、特殊な製品に切り換えていくことが必要になってくるからである。このような生産調整を可能にしてこそ、海外投資によるより多くの利潤の獲得が可能になってくるのである。だから、かかる生産調整にもとづく、国内における何らかの生産転換を可能にするだけの経営的基礎を持たなければならない。

さらに、投資先現地国の低賃金の労働力を活用するにしろ、海外直接投資は、既存部門への新規参入や新規部門の形成にはかならないのであるから、そのために、現地の生産部門が寡占的市場構造部門であっても競争的な市場構造部門であっても、程度の差こそあれ、既存参入企業や現地企業

注(19) 国ごとにおこる輸出奨励策の他に、発展途上国の共通条件として「特恵関税」がある。「南北問題」が深刻化するとともに発展途上国は先進国に、発展途上国に対する一方的な関税引下げ、撤廃をUNCTADなどで要求し、1970年10月UNCTAD特恵特別委員会は日本、アメリカ、イギリス、ECなど先進11カ国が向こう10年間、91の発展途上国に対し特恵関係を実施することを決定した。EC、日本は1971年夏から実施した。

(20) R. ケイプスは「アメリカの小規模企業が、カナダのような身近かな、なじみの多い国への投資を選ぶ」傾向を指摘している(「国際企業—対外投資の産業経済学」「現代経済6」142頁~143頁)。

なお、日本企業の海外投資における入手困難な現地事情情報は次のようである。「現在、新規の海外投資計画を保有する本社企業が、当該投資計画を進めるに当たって入手することが難しい現地事情についてみると、……資金調達方法、商慣習、労働事情等が指摘されている」(通産省「我が国企業の海外事業活動」昭和49年8月)。このことがまた、中小企業が海外進出に当たって、大企業とくに大商社と「共同投資」で、より正確には大企業の主導の下に海外投資をするということが少なくない結果を生む理由である。

海外投資と中小企業問題

に較べてより高いコストを負担しなければならない。したがって、かかる必要からもそれらの高コストを負担する能力が必須の条件となろう。

このように、国内外の生産調整、現地生産への参入にともなう高コスト負担を、海外投資にもとづく生産・販売の有利性で償い、かつ、従来よりもより多くの利潤を保証することができる可能性を持つのは、必然的に「業界」の「有力企業」、「トップ・メーカー」等の上層中小企業に限定されてこざるをえないであろう。

第2は、系列企業や下請企業が、親企業である独占的大企業の海外投資に付随して行なう海外投資、あるいは中小企業が独占的大企業や商社と合同して行なう海外投資などの場合である。この場合には、第1の場合の諸条件に加えて、現地企業によっては確保することが困難な技術水準等を持つ系列企業や下請企業、あるいは、独占的大企業や商社にとって合同投資の上で何らかの利点を持つ中小企業などだけが投資に参加することが可能であろう。すなわち、現地企業においても生産可能な労働集約的製品や低技術製品は、現地企業に生産をまかされることになろうからである。このことから、系列企業や下請企業、あるいは大企業や商社と何らかの関連をもつ中小企業の海外投資といっても、独占的大企業と技術的関連やその他の関連の強い上層の中小企業に海外投資は限定される傾向にあると言えよう。

さらに、発展途上国が中小企業の小規模投資を歓迎しない傾向が生じてきていることも、小零細企業の海外投資の可能性を一層少ないもの⁽²¹⁾にしている。

こうして、海外投資を可能とする条件を満たす中小企業は、主に上層の中小企業に限られてこよう⁽²²⁾。したがって、日本国内における経営条件の悪化が従来⁽²²⁾の過度競争をなお一層激化させ、中小企

注(21) 例えば、「韓国」政府は、順調な外資導入に対して「選別的規制の動きを強めていった。その最大のものが、1973年2月に行なった外資導入法の改正。韓国はその中で①100%単独投資を原則として禁止する。②合弁投資の比率は50対50が最低限で原則として内資が外資を上回る……などの強力な規制を出している。さらに同年3月には大型投資の優先認可、これを法的に裏付けるため5月には1件5万ドル以下の“小口投資”は認可しないとの方針を明示した。……韓国政府は73年暮には電子工業は10万ドル以上、その他の業種は20万ドル以上と投資最低限を底上げした。……」。その後「条件しだいでは、100%単独投資を再び認可することにしており、……50対50という合弁比率も柔軟に運用する方針である」ことになったが、投資額最低限は緩和されていない（「日本経済新聞」1974年5月25日）。

(22) 日本国内外の経営条件の悪化とともに、海外投資を、種々の誘因のもとに行なった典型的な中小企業を事例的に取り挙げることにする。また、これらの中小企業が「業界」の「有力企業」や「トップ・メーカー」であることに注意されたい。いずれも新聞（主に「日本経済新聞」である。カッコは掲載年月日である）掲載による。

○大鵬産業（業種・ナット類、資本金・1500万円）——馬山輸出自由地域に仲線からナットの一貫工場を設立。「大鵬産業は現在の製品構成（標準品60%、特殊品40%）を特殊品中心に転換してゆく、自動車や弱電向け標準品の生産は将来、大鵬韓国に肩代りしてゆく方針である」。（1972年11月28日）。

○豊栄ゴム工業（業種・ケミカルシューズ）——「豊栄ゴム工業が韓国に進出したのは発展途上国の追上げと労働力不足に対処するためだった。……国内でも零細から大手まで600社以上にのぼるメーカー間の過当競争で収益はますます悪化する一方だ。「ケミカルシューズのうち中級品以下を労働力の豊富な韓国で生産し、本社の生産品目の高級化と、付加価値の向上を図る……」（1972年11月7日）。

○線材製品メーカー14社——「大阪府下の仲線、製釘など中堅メーカー14社が韓国馬山に鉄鋼二次製品の工業団地を建設する。参加メーカーのほとんどは輸出比率が高く、人件費の安い韓国を拠点に国際分業を進め、円の再切り上げに備えるのがねらい。同団地には仲線から熱処理までの各メーカーが参加、素材から製品まで団地内で流れ生産する……」

業は、過度競争による利潤率の低下に苦しむことになると同時に、かかる困難を克服し、ヨリ高い利潤率の獲得をめざす意欲は強まり、その有利な方向のひとつとしての海外投資意欲も強化されよう。しかしながら、かかる経営困難や危機にさらされる小零細企業層にとっては、海外投資の道がふさがれているとすれば、小零細企業における今後の経営の困難化は一層増大するだろう。だが、小零細企業を中心とする中小企業にとって海外投資を巡る問題は、以上に限られない。それは次に考察される。

(1972年12月23日)。

○日産ネジ (業種・精密ネジ, 資本金・5500万円)——「労働集約で、付加価値の低い商品の生産については、発展途上国に移すケースが増えているが、日産ネジの場合は現地の税制上の優遇措置をフルに利用する一方で、資本集約度の高いネジを生産しようというもの」「国内では労働力の面から制約があり、二、三交代勤務が可能な韓国を選んだという。このほか国内では特別償却など優遇措置が将来、縮小される懸念があることも韓国進出の動機のひとつになっている」(1972年12月18日)。

○雑貨業界——「円再切り上げ不安など輸出環境の悪化に苦しむ雑貨業界では、円切り上げ後約1年を経過して、ようやく従来の製品輸出一辺倒からの脱皮を図ろうとする動きが活発になってきた。いずれも海外資本輸出進出や海外企業との提携などを軸に国際分業への道を歩み出したことはまちがいないが……」「もっとも国際環境の変化に素早く対応して国際分業に新たな活路を見出そうとしているのは、雑貨業界のなかでも“優等生企業”。中小雑貨業者の大部分は海外進出や海外企業との提携にはいたって消極的……」(1972年12月1日)。

○吉川編物 (業種・タイツ, 資本金・6000万円)——「韓国の国際ナイロンと合弁で『韓国セピア』を設立、……くつ下類ではパンティストッキングが韓国製品など激増する輸入商品に追い込まれているが、吉川編物はくつ下類の輸入関税引き下げでタイツもパンティストッキングと同じ状態になると予想し、先手をとって韓国進出を決めたもの」「タイツもパンティストッキングも同じく輸入品との競争が激化する可能性が高い。その場合、韓国製品が最も強力なライバルとなるので、合弁のパートナーに韓国メーカーを選んだという」「国内のタイツメーカーは約50社あるが、海外進出は吉川編物が初めて。吉川編物はシェア(市場占有率)が25%と高いだけに、韓国セピアの生産が軌道に乗れば、業界の競争は一段と激化することが予想される」(1973年1月8日)。

○東洋ニット (業種・くつ下, 資本金・1000万円), 岡本莫大小 (業種・くつ下, 資本金・4100万円)——「韓国で紳士用くつ下の合弁生産を始める。紳士用くつ下を韓国で合弁方式で生産するのはこの2社が初めて。くつ下類は、量販店向けの実用品では輸入品が10%のシェアを占めるまでになってきたが、この2社のほか、韓国メーカーに委託加工させて輸入する動きも活発で、これらの韓国工場が操業を始めれば、さらに同国からの輸入品はふえそうだ」「東洋ニット、岡本莫大小は合弁企業に量産品を集中生産させ、国内工場はファッション性の高い商品に絞る……」「2社が韓国進出を決めたのは、韓国の豊富な労働力を利用できるほか、最近の原糸市況の高騰で製品価格が上昇、安い輸入品に押され気味になってきているため」(1973年2月28日)。

○クラウン産業 (業種・ガスライター, 資本金・1億円)——「韓国クラウンは昨年夏、クラウン産業と現地資本との折半出資でソウルに設立した生産法人。……韓国側の労働事情などから、技術的に生産しやすい使い捨てライターを生産している」「クラウン産業では昨年秋、韓国で使い捨てライターの生産を抑えてきたが、韓国工場が軌道に乗ってきたため、近く全面的に使い捨てライターの生産ラインを韓国に移すことになったもの。クラウン産業は高・中級品の生産に専念することになり、韓国クラウンとの製品別の国際分業体制を積極的に推進する方針である」(1973年2月8日)。

○協和化学工業 (業種・染料中間物, 資本金・2500万円)——「公害防止の規制強化によって国内での工場建設がきびしくなったため、……。染色主体の中堅化学各社は新規立地難に悩んでおり……」「協和化学は、今後、酸性染料系の中間物生産に重点を移し直接系中間物の生産は韓国協和に委せていく。これは、直接染料系の中間物生産には操業ミスなどで有害ガス、悪臭が漏れ、周辺民家に被害を与えるおそれを伴うが、協和化学の工場は市内にある一方、韓国協和の仁川工場は敷地が広くしかも、近くに民家がないなどの公害防止のうえで有利な立地条件を備えているため」(1973年2月8日)。

○日置電機 (業種・電子計測器, 資本金・5100万円)——「最近の相次ぐ国際通貨調整で労働集約的な電子計測器の国際競争力が低下してきていることから、韓国の安い労働力を目的とした国際分業によって、輸出力にテコ入れするのがおわらい。同社の韓国進出は輸出依存度が高い電子計測器業界にとって海外進出第1号になるわけで、今後中小企業の高いこの業界にも海外進出熱が強まってきそうだ」(1973年4月5日)。

第2節 海外投資と貿易構造

(1) われわれは、第1節において現在進行している日本企業の海外投資が、独占的大企業とともに中小企業によっても行なわれていることを指摘すると同時に、中小企業の海外投資と言っても、かかる中小企業は、上層の中小企業に限定され、中下層の大半の中小企業・小零細企業にとっては、海外投資を行なうことは困難であることを明らかにした。

ところで、日本国内の経営条件の悪化の下で、経営困難を克服する道を海外投資に求めることができない中小企業にとって、問題は単にひとつの有力な対応策を妨げられたというだけでなく、今まで述べてきた日本企業の海外投資がもたらす新たな困難に直面せざるをえなかった。それは、すなわち、以下考察する、いわゆる「逆輸入」問題である。

日本企業の海外投資にとまらう、この「逆輸入」は、従来の調査では比較的注目されることは少なかったが、最近の「繊維不況」をめぐる問題や近時の調査等によってにわかになら注目されてきた。たとえば、日本輸出入銀行の第4回海外投資アンケート調査(進出先企業とその親会社計1,713社回答)の結果によれば、「海外投資の目的では、海外市場の確保と拡大を目的とした貿易補完型が進出先企業の47%と依然主流を占めているが、現地での豊富な労働力や特惠関税・輸出加工区などを活用し

〔表9〕 売上高仕向地別割合

(製造業)

仕向地		A 現地	B 第三国	C 日本	D 不明
国名					
(1) 台湾		45.2	42.7	9.4	2.7
(2) 韓国		52.4	34.4	13.3	0.0
(3) シンガポール		62.5	32.2	4.9	0.0
(4) 香港		29.6	69.9	0.4	0.0
(5) タイ		93.6	5.5	0.6	0.0
(6) マレーシア		87.3	4.8	7.8	0.0
(7) インドネシア		96.0	0.1	3.9	0.0
アジア計		62.4	30.9	5.8	0.0

(出所) 通産省「わが国企業の海外企業活動」(1974年8月)93, 96, 97頁より作成。

て、製品を第三国や日本に輸出する輸出指向型が同33%と40年代当初より倍増した。なかでも、わが国への製品輸出を目的とした逆輸出(本稿で言う逆輸入一筆者)型が同17%と急増しており、このための進出先は極東地域に集中、電機、繊維、レジャー用品、糸ゴム、ソロバン、洋がさなどの業種でこの傾向が強まっている⁽²³⁾とされている。

また、「韓国」、「台湾」をはじめと

注(23) 「日本経済新聞」1974年4月19日。また、注(22)に挙げた企業のうちでも、次の企業は、製品の日本への逆輸入を主な目的としている。吉川編物、豊栄ゴム工業、東洋ニット、岡本莫大小。また同じく製材14社は国内工場を国内市場へ転換をはかっている。

業界単位でも次のような動きがみられる。「日本産業機械工業会は8日、日韓合併による鋳物会社設立を目的として調査団を派遣する計画を明らかにした。機械業界では中間素材の鋳物不足が深刻な問題になっているが、韓国に現地工場を建設することによって鋳物不足の原因になっている労働力確保が可能なら、韓国の輸出振興、雇用対策になるという一石三鳥をねらったもの。計画が実現すれば、構造的といわれる鋳物不足の解消に役立つものと業界では期待している」(「日本経済新聞」1973年2月4日)。また重電機業界における日本電機工業会中堅企業政策委員会は「8社で構成しているが、同委員会が海外生産に踏み切った……。現在の計画では中堅企業政策委員会のメンバーを中心にことし中

するアジア地域への投資実績の上からも同様の指摘ができる。〔表9〕は現地に投資した日本企業の売上高の仕向別割合を示したものである。アジア諸国の内部で、われわれが目にする「韓国」、「台湾」では現在まで10%内外を日本向けに生産が行なわれ、第三国市場向けも含めると50%前後の割合を占めている。通常「紙・パルプ製造業」などの資源型投資が製品仕向において日本向け割合が多いのであるが、「韓国」、「台湾」においては「食料品製造業」を除いては、資源型の投資が少なく、加工型投資が多いだけに、以上の逆輸入型投資の上の2国への集中は一層注目される場所である。

ところで日本企業が、外国に投資を行ない現地生産した製品を、日本に輸出するという逆輸入型の海外投資は、国内市場を混乱させるものとして、政策上阻止されるはずであったが、⁽²⁴⁾現在では有名無実のものになって、上の調査にあるように、今後ともこの型の海外投資は増大する可能性が大きい。

第2節では、この「逆輸入」問題を、第1節の分析と結合させ、「韓国」、「台湾」との関連に絞って検討し、海外投資と中小企業問題との関係を明らかにしたい。

(2) まず「輸出入統計品目表」分類にもとづいて、比較的海外投資件数の多い業種である「化学工業製品」（以下化学製品とする）、「原料別製品」（革製品、ゴム製品、木製品、紙製品、糸、織物、鉄鋼、非鉄金属、金属製品など）、「機械類及び輸送用機器類」（以下機械類とする）、および「雑製品」（室内衛生用品、暖房照明器具、家具、カバン、精密機器、その他の雑製品）を選び、それぞれの品目生産に向けての年別投資累積残高を集計したものが〔表10〕である。そして、さらにそれぞれの品目についての日本と「韓国」、「台湾」との輸入・輸出比率およびその算出基礎である輸出入額を表わしたものが〔表11-i~ii〕である。また、それぞれの品目について投資累積残高と輸入額とを同一のグラフに図示したものが〔図I-1~4〕である。

これらの図表から直ちに理解されることは、1960年代に開始された海外投資が、1960年代後半から急上昇する過程で、それらの品目の輸入が、投資額の上昇を追うような形で増加していることである。これらの品目の輸入額が、すべて日本企業の海外投資にもとづく生産製品であるとは、もち

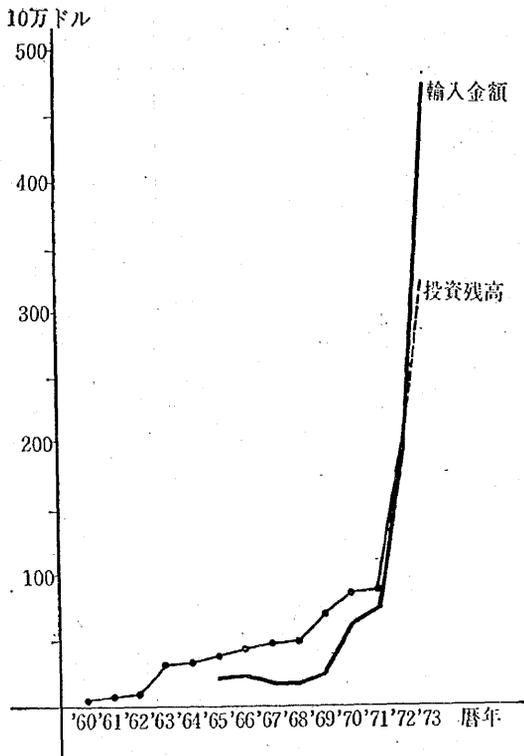
にも共同出資の新会社を設立、この新会社が現地資本と合弁会社をつくり、モーター、変圧器、開閉器、配電盤の部品などを生産し、日本へ供給する。合弁会社は自社で生産するだけでなく日本へ輸出できるものを集め、商社的機能を持たせる予定である」（同1973年3月23日）。

さらに「韓国」では自動車部品の輸出が急増し、輸出先に日本も含まれてきている。「特に日本については円切り上げ、労賃の上昇などで、部品コストが大幅に上昇することが予想されたため有望な市場とみているようだ。もっとも自動車先進国である日本への輸出は韓国の自動車業界の現在の技術だけでは困難なことは確実。そこで技術提携を行ない逆輸出をするとの作戦である。すでに起亜産業では東洋工業との従来の提携関係をいっそう強化し、同社への部品納入を行なう方針を打ち出している。一方わが国の自動車メーカーの間にも比較的賃金の安い韓国で部品などを生産することによって、円切り上げ圧力をハネ返そうという動きも見られ、目下トヨタ、日産両社がパートナー探しを進めている」（同1973年4月17日）。

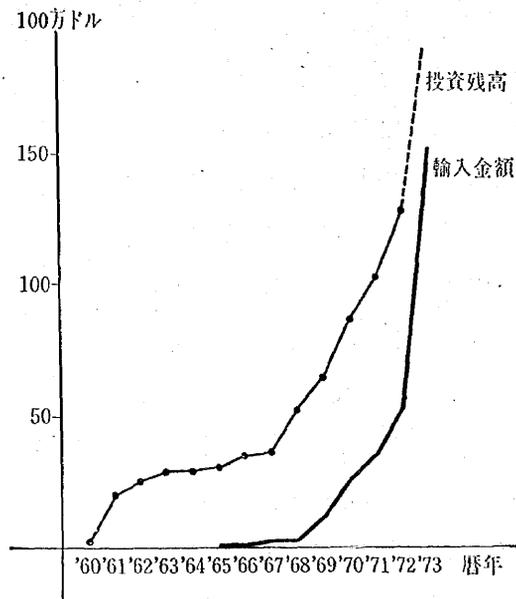
注(24) 海外投資は昭和44年から逐次自由化が進められ、昭和47年6月以降は、原則としてすべて自由化された。但し、政府方針により、以下のイ~ハの条件に抵触すると判断されたときは、自動許可の対象外とされることになっている。(イ)第三国市場においてわが国の当該商品の正常輸出を阻害しない。(ロ)現地における過当競争を招かない。(ハ)逆輸入によりわが国既存産業を圧迫しない。

海外投資と中小企業問題

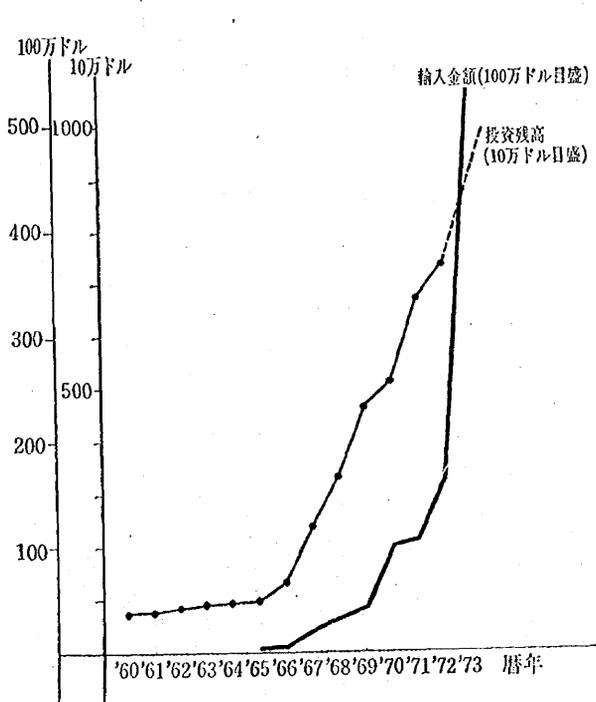
〔図I-1〕 化学製品



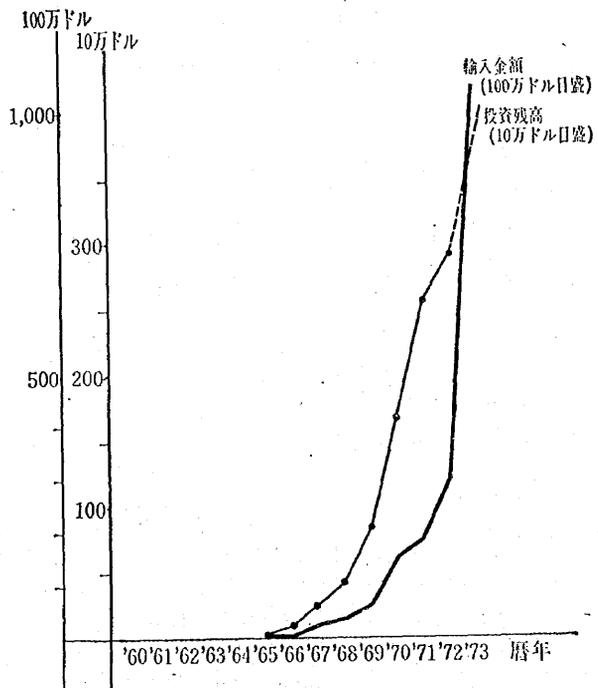
〔図I-2〕 機械類



〔図I-3〕 原料別製品



〔図I-4〕 雑製品



ろん断定することはできないが、近時の日本への輸出を目ざした海外投資の急増——逆輸入型の海外投資の増加傾向を勘案するならば、これらの品目の輸入量の確実な増加傾向には、海外投資企業製品の輸入が大きな役割を果たしていることは想像に難くない。

但し、「機械類」、「化学製品」が、それぞれ海外投資金額と輸入金額の絶対額が照応しているのに反し、「雑製品」、「原料別製品」においては投資残高と輸入金額との大きな差額が存在している。これらのことは、「韓国」、「台湾」において、日本への輸出が可能である機械や化学製品の生産は、日本などの⁽²⁵⁾外資の導入によって初めて可能になったのに反し、「原料別製品」や「雑製品」に含まれる品目は、外資による生産とともに、現地産業の一定程度の発展が存在していることを示すものと言えよう。

さらに、以上のことが、輸入・輸出比率を図示した〔図II〕によって、輸出入構造の中に反映していることが理解される。すなわち、「機械類」、「化学製品」においては輸入・輸出比率が10%を越え、「原料別製品」では50%

に至り、また「雑製品」では、すでに輸入額が輸出額の4倍に接近するほどに上昇している。

注(25) 例えば、「台湾」電子工業において、外人投資額が比較的高率を占めるものを外資工場とみなし、主要投資家の国籍によって分類した場合、1971年現在、日本を投資家国籍とするものが、工場数263社のうち55社(アメリカ・35社)に及び、また同じく投資金額を投資家の国籍によって分類すると日本の投資額は総額1億7,460万米ドルのうち1,360万米ドル(同・9500万米ドル)を占めている。藤田敬三「台湾の電子工業と日本の中小企業」142頁(藤田敬三・藤井茂編『発展途上国の工業化と中小企業』1973年)。

(26) 注(25)掲載書を参照。

〔表10〕日本の「韓国」・「台湾」への品目別・年別投資累積残高 (単位 千ドル)

品目 年	機 械 類	化学製品	雑 製 品	原料別製品
1960	2,316	551		7,682
1961	20,807	685		7,682
1962	25,798	985		8,505
1963	29,239	3,242		8,738
1964	29,239	3,442		8,738
1965	30,033	3,967	300	9,648
1966	34,492	4,117	1,024	12,896
1967	35,325	4,756	2,487	24,007
1968	51,132	4,846	4,299	32,886
1969	63,077	7,077	8,367	45,956
1970	83,561	8,578	16,874	51,003
1971	99,202	8,993	25,537	67,173
1972	123,919	19,662	29,006	72,874
1973	(135,165)	(25,878)	(31,957)	(82,302)

(注) 本表は〔表8〕の原資料に掲載された企業のうち、現地生産品目が「輸出品目分類」上、「機械類」、「化学製品」、「雑製品」、「原料別製品」に属する企業の総投資額(合弁金額の場合は、その企業の総投資額)を年別に集計したものである。但し、投資額が米ドル単位表示でないものは、投資が行われた年の公定レートによって換算した。また、1973年については投資予定額の一部である。

〔表11-i〕日本の「韓国」・「台湾」との輸入・輸出比率

$\left[\frac{\text{輸入額}}{\text{輸出額}} \times 100 \right]$

品目 年	機 械 類	化学製品	雑 製 品	原料別製品
1965	0.2	2.5	17.1	3.1
1966	0.3	2.4	20.9	3.4
1967	0.5	2.0	67.7	8.6
1968	0.5	1.6	71.1	9.8
1969	1.8	1.8	77.1	11.6
1970	4.1	3.8	148.2	21.9
1971	5.0	3.2	135.8	17.2
1972	5.9	6.5	172.8	25.7
1973	14.5	11.7	394.2	51.2

(出所) 大蔵省「外国貿易概況」

海外投資と中小企業問題

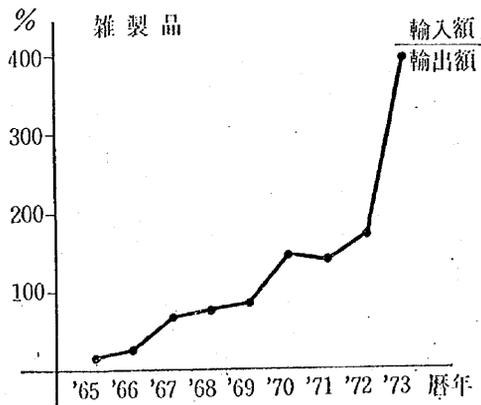
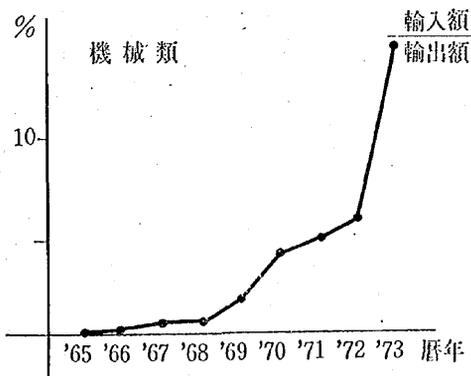
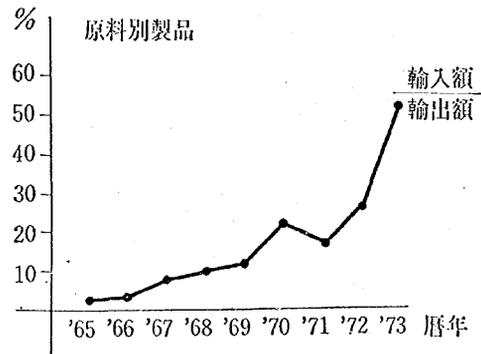
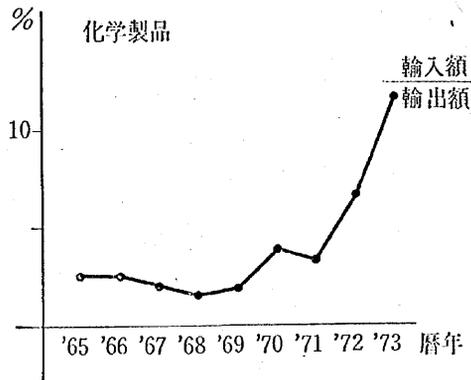
〔表 11-ii〕 日本の「韓国」・「台湾」との輸出入額（年別・品目別）

（単位千ドル）

年	機 械 類		化 学 製 品		雑 製 品		原 料 別 製 品	
	輸 出 額	輸 入 額	輸 出 額	輸 入 額	輸 出 額	輸 入 額	輸 出 額	輸 入 額
1965	132,471	287	84,173	2,076	35,471	6,083	123,184	3,855
1966	238,085	807	89,697	2,169	44,204	9,241	191,392	6,474
1967	326,767	1,720	94,965	1,916	39,944	27,029	239,701	20,516
1968	543,359	2,521	120,936	1,949	57,434	40,838	313,390	30,592
1969	597,615	10,589	143,416	2,585	78,994	60,916	385,850	44,672
1970	639,913	26,439	160,652	6,082	105,114	155,809	457,606	100,397
1971	732,178	36,861	225,317	7,256	137,405	186,633	620,466	106,614
1972	881,289	52,199	292,692	19,142	173,127	299,229	655,471	168,132
1973	1,408,017	152,257	405,548	47,373	278,694	1,098,487	1,034,240	529,441

（出所）大蔵省「外国貿易概況」

〔図 II〕 日本の「韓国」・「台湾」との品目別輸入・輸出比率



④ 〔表 11〕を比率にして図示した。

また日本と「韓国」・「台湾」との全品目にわたる貿易構造をみた〔表 12-1 ~ ii〕から理解できるように、日本の「韓国」・「台湾」に対する輸入・輸出比率が1960年代の後半以降上昇しており、しかも、その輸出構成をみると、「原料別製品」、「雑製品」、「機械類」、「化学製品」を中心に増加していることから、それらの品目が輸入増加に大きな役割を果たしているといえよう。

〔表 12-i〕 日本の「韓国」および「台湾」との輸出入総額、輸出入比率
「韓国」

輸出入 歴年	輸 出 (千ドル)	輸 入 (千ドル)	輸入 輸出 ×100
1965	180,304	41,315	22.9
1966	335,170	71,688	21.4
1967	406,959	92,382	22.7
1968	602,653	101,630	16.9
1969	767,191	133,927	17.5
1970	818,175	228,970	28.0
1971	855,687	274,421	32.1
1972	979,793	425,992	46.2
1973	1,789,115	1,207,309	67.5

「台湾」

1965	217,916	157,317	72.2
1966	255,378	147,396	57.7
1967	328,154	137,088	41.8
1968	471,626	150,721	32.0
1969	606,358	180,516	29.8
1970	700,418	250,765	35.8
1971	923,332	286,017	31.0
1972	1,090,616	421,864	38.7
1973	1,641,759	890,696	45.9

(出所) 大蔵省「外国貿易概況」

〔表 12-ii〕 日本の「韓国」・「台湾」からの品目別輸入額の構成比

「韓国」

品 目 歴 年	食料品 ・動物	飲料・ たばこ	食料に 適さない 原材料	鉱物性 燃料、 潤滑油 など	動物性 ・植物 性油脂	化学工 業生産 物	原料別 製 品	機械類 ・輸送 用機器 類	雑製品	特殊取 扱 品	計
1965	37.4	0.0	44.5	6.4	0.1	0.3	7.4	0.3	2.5	1.1	100.0
1969	26.4	0.0	36.5	3.6	0.1	0.5	24.7	1.4	5.0	1.8	100.0
1973	16.1	0.1	13.8	2.2	0.0	2.2	32.3	6.5	25.1	1.7	100.0

「台湾」

1965	88.0	0.0	9.5	0.0	0.1	1.2	0.5	0.1	0.4	0.1	100.0
1969	63.7	0.0	18.2	1.8	0.0	1.0	6.4	4.4	3.7	0.7	100.0
1973	33.6	0.1	10.8	1.7	0.0	2.3	23.9	7.0	20.3	0.3	100.0

(出所) 大蔵省「外国貿易概況」

以上の動向は、日本における「資本財」, 「非耐久消費財」, 「耐久消費財」の輸入において「発展途上地域」が占める割合の上昇を示す〔表 13〕に反映されてきていることも同時に指摘できよう。

以上の諸図・表からわれわれが確認しなければならないことは、日本企業の海外投資が集中する地域・業種において、貿易構造の確実な変化が起っていること、すなわち、投資地域における現地

海外投資と中小企業問題

〔表 13〕 日本の地域別輸入金額（特殊品目分類）の構成比

歴 年	品 目		資本財	非耐久消費財	耐 久消費財
	地 域				
1967	先進地域		96.9	76.4	95.4
	発展途上地域		2.4	14.7	3.2
1968	先進地域		96.9	71.6	95.0
	発展途上地域		2.1	18.7	3.6
1969	先進地域		96.4	71.8	93.9
	発展途上地域		2.5	17.4	4.6
1970	先進地域		97.3	62.7	91.7
	発展途上地域		1.7	29.2	6.5
1971	先進地域		95.9	50.2	92.3
	発展途上地域		3.0	40.4	6.2
1972	先進地域		95.1	53.9	89.5
	発展途上地域		4.0	37.3	6.6
1973	先進地域		92.5	36.1	78.5
	発展途上地域		6.7	55.4	13.3

(出所) 大蔵省「外国貿易概況」

(注) 地域別には他に社会主義地域があり、それを合せて100%になる。

民族産業の発展も当然無視できないが、日本企業の海外投資とともに、それらの企業の製品が日本に逆輸入されてきているという確実な傾向が存在するということである。

われわれは、最後に第1節において検討した日本企業の海外投資と、第2節で検討した海外投資にともなう貿易構造の変化にもとづいて、それらが意味するところを総括することにしよう。

小括 海外投資と中小企業問題

われわれは、日本企業の海外投資、とくに製造業におけるそれが、アジア地域のうち「韓国」、「台湾」に集中していることを前提に、第1節においてそれら日本企業の企業規模範囲を検討し、海外投資を行なう企業が、独占的大企業と上層中小企業であると指摘した。そして第2節において、それら企業の海外投資動向と日本の貿易構造を検討し、日本企業の海外投資の急増と日本企業の投資地域からの輸入増加傾向との関連を指摘した。

今、われわれが以上の事実から注目しなければならないことは、限られた企業群、すなわち、独占的大企業と上層中小企業による海外投資によって、いわゆる「逆輸入」が増大し、その結果海外投資企業が、国内の海外投資を行ないえない企業、主に中・下層の中小企業に対して競争上の優位に立ち、それらの中小企業を圧迫する傾向を強めていることである。独占的大企業や上層中小企業の外国に向かう外延的拡大が、同時に国内における内延的拡大になっているという傾向の存在である。すなわち、問題をヨリ明確にするならば、海外投資を中軸とする日本企業の海外進出は国内の

産業再編成を促進し、独占的支配体制の強化に向っているということである。われわれの検討からすれば、かかる傾向は、今後強まることすれ、弱まることはないと思われ⁽²⁷⁾。

それゆえ、われわれは今後次のような影響が現われてくると考える。

第1には、国内市場において、国内中小企業は、市場を海外進出企業によって侵蝕されることになる。ことに労働集約的製品を生産する中小企業はとくに影響が大きいと言えよう。また本稿では言及できなかったが、第三国市場においても、日本を含めた外資企業による発展途上国からの輸出は国内輸出中小企業にとっても同様の問題に直面している⁽²⁸⁾。

第2に、海外進出企業は、自己に附随的に海外投資をして現地生産をする系列企業・下請企業、あるいは現地企業に下請発注を集中し、国内下請企業からの発注切り換えをする方向に進むであろう。したがって、親企業や上層の下請企業が海外進出を行なった場合、同部門の国内下請企業には、下請発注の減少が生まれよう。そうでなくとも、かかる事態は下請企業にとっては、潜在的競争者が常に存在しているということであり、自己の競争力の弱化をもたらすと言えよう。

第3に、多くの国内中小企業にとっては、その存立自体が問題になってこようが、海外投資を行なっているか、行なう能力のある中小企業の労働者は、海外の労働者の賃金水準や現地企業の規模拡張可能性によって賃金等の労働条件の低下圧力をこうむることが生まれよう。

以上の問題はすでに現在現われていることを認識しなければならない。

さらに、かかる「逆輸入」品が国内生産品よりも一時的に、「低価格」であるとしても、それが独占体制の強化をとまらうならば、また、現地国の労働事情を初めとする社会的・政治的事情を考慮するならば、長期的に消費者厚生をもたらすとは言えないであろう。

そしてまた、かかる「逆輸入」問題を契機に「転換」を余儀なくされる広範な中小企業にとって、「転換」が拡大すれば、それだけ転換を困難にさせ、「転換」先分野を含めた過度競争の状況を一層激化させることになる。

かくして、独占的大企業による海外投資はもちろん、喧伝される中小企業の海外投資が中小企業問題の部分的・一時的「解決」ですらなく、逆に中小企業問題の存在を一層明確に浮び上がらせることになる。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生・神奈川大学経済学部講師)

注(27) 次のような評価さえ現われている。「従来までの投資政策にみられるとき、ややもすれば国内の後進産業や地場産業を外圧から保護し守り育てるといった防衛的外資政策の踏襲を次第に困難としてきていることは事実であり、……影響産業への配慮は、民間の各種産業の海外投資の積極化により次第に有名無実の規制になってゆくことも一面やむを得ない成りゆきであろう。……後進的産業は次第に再編成、業種転換の荒波にもまれざるを得ず、一方わが国産業の高度化に一層拍車がかかけられよう」。商工組合中央金庫審査部『東南アジアの投資ガイド—海外投資を計画する企業のために』1970年、12頁。

(28) かかる輸出中小企業の典型は輸出クリスマス電球業界である。日本輸出クリスマス電球工業組合は1974年5月に組織変更と事業変更を行なった。もちろん、活路を海外投資に見いだした企業は大手を中心に、「韓国」などの輸出政策に沿って生産を開始・拡大している。